

慢性疲労症候群の早期究明を求める意見書

1988年に米国で提唱された慢性疲労症候群は、健康に暮らしている人が、原因不明の激しい倦怠感に襲われ、それ以降、強度の疲労感とともに、頭痛・関節痛、微熱や脱力感、脳機能の低下、抑うつ等の症状が長期に及ぶことで、健全な社会生活が送れなくなるという比較的新しい疾患概念であるが、現在も原因が特定されておらず、有効な治療法も確立されていない。

日本でも、30万人もの患者がいると推定されており、苦痛に耐えながら何とか仕事を続けられる患者もいるが、寝たきりに近く、通院することさえ困難な重度の患者も多い。

また、健全な生活ができないほど深刻な症状でありながら、原因が未解明のため詐病の扱いを受けるなど、偏見や無理解に苦しむ事例も多いほか、介護や就労支援等が必要にもかかわらず、障害認定が受けられないことも多く、福祉制度の谷間で必要な支援を受けられない患者が存在するのが実情である。

よって、政府においては、厚生労働省の慢性疲労症候群研究班に、病因・病態を研究するための予算を措置し、研究の一層の推進を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年（2016年）3月29日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民主党・市民連合及び公明党所属議員全員